

都市再生緊急整備地域準備協議会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生緊急整備地域準備協議会（以下「協議会」という。）は、将来的な都市再生緊急整備地域への指定を目指し、松戸駅周辺地域の都市再生に必要な事項を検討する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 都市再生緊急整備地域として政令指定すべきエリア（素案）
- (2) 都市再生の目標・方針となる地域整備方針（素案）
- (3) その他都市再生の質の向上と民間投資の呼び込みに必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(任期)

第4条 構成員の任期は、協議会設置の目的の達成時までとする。

2 協議会設置の目的が達成された際は協議会は解散するものとする。

(座長)

第5条 協議会の議事進行は松戸市街づくり部長がこれにあたる。

(代理による出席)

第6条 やむを得ない理由のため、協議会に出席できない構成員は、代理の者を定め、代わりに出席させることができる。

(会議の開催場所への参加が困難な場合の措置)

第7条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催場所への参集が困難と判断される場合、オンライン会議等により開催することができる。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。事務局は協議会の事務を処理する。

2 事務局は松戸市街づくり部新拠点整備課に置く。

(守秘義務)

第9条 構成員又は構成員であった者は、正当な理由なしに協議会において知り得た情報について、他に漏らしてはならない。

(報償)

第10条 構成員が協議会に出席した場合、一回あたり日額 8,500 円を支給することとする。

2 前項の規定は、構成員が報償の受け取りを辞退した場合はこの限りでない。

(会議の公開)

第11条 協議会の会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、会議終了後速やかに公開する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

別表 (第3条関係)

分類	所属	氏名
民間事業者	東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 企画部長	山崎 淳
	松戸商工会議所 専務理事	薄葉 博司
学識経験者	東京工業大学 環境・社会理工学院 建築学系 教授	中井 検裕
	同志社大学 経済学部 教授	太下 義之
	千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授	秋田 典子
国・自治体	内閣府 内閣参事官	森本 励
	経済産業省 関東経済産業局 地域経済部長	中嶋 重光
	国土交通省 関東地方整備局 企画部長	岩崎 福久
	国土交通省 関東地方整備局 建政部長	大井 裕子
	千葉県 県土整備部 都市整備局長	保坂 隆
	松戸市 経済振興部長	小川 哲也
	松戸市 街づくり部長	福田 勝彦
金融機関	(株)千葉銀行 松戸支店長	中村 旬治
	(株)日本政策投資銀行 地域企画部長 PPP/PFI 推進センター長	足立 慎一郎